

平成29年度第1回 甲府市地域公共交通会議 議事録

事務局	1 開会
佐々木会長	2 あいさつ 高齢者をはじめとする市民の足をどう確保していくか、公共交通に いかにシフトし維持していくかが、重要な課題である。この会議を通 じて忌憚のないご意見をいただきたい。
事務局	議事① 株式会社 昇仙峡溪谷オムニバスの運行計画の変更につい て 資料説明
佐々木会長	ただいまの昇仙峡溪谷オムニバスの運行計画の変更について、運行 系統の変更とそれに伴う運行ダイヤの変更、自由乗降制度の導入につ いて審議をいただきたいとのことですが、内容について何か質問はあ りますか。
委員	今の現状ですと、昇仙峡はもの凄く下火である。観光のお客さんも 少ないという現実を皆さんは分かっていますか。 馬車も無くなるなど、色々なものが無くなる状態で、どうなのでしょう うか。
佐々木会長	この意見に対しまして、何か回答がありましたら、よろしくお願 いいたします。
事務局	それでは、昇仙峡の現状については、1年間本バスを運行し、長 きに亘ってご商売をされております、昇仙峡溪谷オムニバスの村松社 長の方が事務局よりご存知と思しますので、村松社長より現状等につ いての説明をしていただければと思います。
村松社長	昇仙峡溪谷オムニバスの村松でございます。本日は私共の運行に関 しまして御審議いただき誠にありがとうございます。 ただ今のご質問であります、昇仙峡については、確かに来客の 人員は減っております。これは、かなり極端に減っているというのが現 状です。

それに対して、どうしたらよいかということになりますと、結局、1年半近く長瀬口で止まっていたバスの影響もございまして、昇仙峡には行けないではないかということで、冬季については全く来ないということがありました。

バスが路線短縮した際も、私からタクシーさんをお願いをして、長瀬から先を動かして欲しいと申し入れをしたのですが、採算が合わないから厳しいという返事でした。

私が、バスを始めましたことで、確かお客さんは増えたはずです。もう一つ県営駐車場から昇仙峡をご覧いただいた中で、今までは往復をしていると1時間半から2時間近くかかっていたのが、30分、40分で昇仙峡を見ることが出来るということで、現実の問題として、他のお客様を連れてくるリピーターが増えております。

今までは、溪谷美を中々見ることが出来ていなくて、溪谷を見るにはハードな日程であったことがありまして、そのようなことからもお客様も少なくなったということもございます。そのために、出来るだけ観光客にご利用いただけるための活動をしております。

また、地域の住民の方に対しては、確かにデマンドバスというものもございまして、中々費用対効果といった面で大変だと思いますし、一人当たり単価というものも住民が少ない分厳しいものがありますが、そのようなことではなくて、バスというのは公共交通でございますから、いつでも乗れないとダメだと思っております。ですから、必ず運行をしていることが非常に重要でありまして、何人が乗ったと言うことではなく、例え一人のお客様でも、その人がいつでも乗れるというのが、私共の活動の考え方でありまして、というのは、私の友人の母親なのですが、その方は最初に私の手を握りまして、社長、「私も毎日病院にもいかななくてはならないし、買い物にも行きたいけど、バスが止まってしまって困っています」と泣きながら言ったわけです。そして、その方はどうしたかと申しますと、毎日息子に送り迎えを頼むには、息子だって生活があるからということで、最初は息子さんの家に入ったのですが、皆さんご理解をいただけたらと思っておりますが、お客様として1週間なり2週間いるなら何とかありますが、でもそれがずっと常駐するとなると奥様は他人でありますから、その奥様に非常に負担がかかるということで、結局その方は施設に入ってしまった。そのようなこともあるということで、地域の住民がいなくなってしまうというのが現状なのです。

それを何とか食い止めなければならないという活動の中で、一番必要なことは、バスの運行をしているということだと思っております。そのことによって地域の活性化になるということも併せてご理解をいた

	<p>だきたいと思います。ですから、ただ単にお客さんが少ないから、それでは駄目だろうということではなく、どうしても私の考えとしては、最後までバスを動かすことが非常に重要であると考えております。</p>
佐々木会長	<p>御質問としては、利用者が少ないのではないかということによろしいでしょうか。ですから、必要性があるのかという御質問でよろしいでしょうか。</p>
村松社長	<p>そうであると捉えています。</p>
佐々木会長	<p>御回答としては、利用者は少ないかもしれないが、必要としている方がいるから運行をしたいということです。 その他に、御質問、御意見はございますか。</p>
委員	<p>これだけの運行をする能率がありますか。先ほども話がありましたように、我々が行っても本当にお客さんは少なくないのですが、それに対して、この運行ダイヤで大丈夫でしょうか。</p>
村松社長	<p>今おっしゃることもよくわかります。私の考えとしましては、やはり昇仙峡地域を守るということで、お客様が来られなかったらどうにもならないですし、足がなければ来られないのです。 それに対しまして、新聞にも書いてありましたけど、あらゆる方策を考えて地域バス支援事業として、地域の物産を販売したりする中で、お金を生み出すということです。私はこのような形の民のやり方を導入します。民間の考え方というのは、昇仙峡に限らず日本全国困っている問題であると思います。それに対する私のやり方を、一つ御提案させていただいているということでございます。</p>
委員	<p>溪谷は、今は車全然通れないですよね。馬車も無くなるわけですよね。</p>
事務局	<p>1点だけよろしいでしょうか。 私の方から皆様に大事な説明をしておりませんでした。 本運行については、この時刻表を見た限り、路線定期運行をイメージされていたと思います。要は、この時間にバスは常に運行しているとイメージされていたと思うのですが、こちらの運行については資料2-1の下の※印に「乗客の要望がない時刻は運行をしません。」と</p>

	<p>書いておりますが、運行当初から路線不定期運行ということで認められております。</p> <p>そのようなことから、要望ない場合はその時刻は運行しないということになりますので、その点はバス事業者も経費負担の軽減が大いに図られるものであります。</p>
委員	<p>ここに時刻表を見ますと、4月1日から11月30日の間、8時40分、8時55分の15分おきと10分おきとなっておりますが、参考までに聞きたいのですが、ここに書いてある「乗客の要望のない時刻の運行はしません」という要望というのは、どのようやって受け取るわけですか。</p>
村松社長	<p>そこに来ていただいて乗るケースと電話による予約であります。最近結構SNSでも発信をさせていただいております、非常に快適であったという話の中で、それでしたら乗るかということです。そのことから、お客様から要望があるということです。</p>
委員	<p>例えば、このダイヤの9時15分のバスに乗りたいと、お客さんがその停留所で待っていて、そこへ例えば5分前の9時10分に着いて乗りたいと、電話で予約をすればよいのでしょうか。</p>
村松社長	<p>電話もございしますが、あくまでも現場で待っております。</p>
委員	<p>現場に車があるわけですか。</p>
村松社長	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>何処の停留所にもですか。</p>
村松社長	<p>いえそうではなく、グリーンラインの駐車場に車はありますということです。</p>
委員	<p>そうではなくて、例えば昇仙峡ロープウェイでバスを待っていた場合は、どのようにするのでしょうか。</p>
村松社長	<p>昇仙峡ロープウェイですと、電話をいただくことになります。</p>
委員	<p>電話をすれば、その時刻には必ずバスが来るということですか。</p>

村松社長	そうです。その時刻に合わせて運行を行います。
委員	グリーンライン駐車場から、昇仙峡ロープウェイに向かうわけですね。
村松社長	そうでございます。
委員	例えば、予約をしなければタクシーみたいに、そこには来てくれないということですね。
村松社長	そういうことです。一種のデマンド形式なところもございます。
委員	それで、採算性は合うのですか。
村松社長	何度か申しあげているように、採算性が合うように頑張っって運行をしていきます。
委員	とてもではないですが、採算性が合わないものと思われそうですが。県等から補助が出るということでしょうか。
村松社長	<p>当初の事業計画を、公共交通会議に提出した際にも申しあげましたが、このような地方のバス事業において、税金の投入というのは非常に良くないと私は考えております。</p> <p>ですから、民の考え方をどのように活用していくかということ、私は重要視しております。</p> <p>最初からお願いをしたのは、補助金については考えないでくださいとお願いをしています。</p> <p>ですから、私の方でも、ジタバタしながらも採算ベースに合うということは、必ず運行をするということです。運行をすることによって、地域の住民の一助になるということです。多少の赤字であろうと今のところは確かに赤字ではありますが、その赤字の補填をどうしているかといいますと、一生懸命自分の他の事業から補填をしてやっておりますので、もう少し運行をしていって、知れわたってくれば、昇仙峡の魅力が分かってくれますから、やはり知れわたることで活性化してくると思っております。</p>
委員	<p>いいですか。</p> <p>これだけ頻繁に動く可能性があるのに、予備車を減らしてしまっ</p>

	大丈夫なのでしょうか。あと法的にも許されるのでしょうか。
村松社長	先ほども申しあげましたように、この運行ダイヤとおりにには、はっきりと申しますと動かないです。
委員	可能性はあるわけですね。
村松社長	<p>現実の問題としては、1日14、15本を1台が運行しております。ただ、時間外にバスを運行するということが出来ないわけです法的に。ですから、必ずこの時間が動きます、それ以外の時間は駄目です、ということは、本数を削ってしまいますと、お客様というのは昇仙峡の滞在の予定時間をくむわけです。例えば1時間、2時間といった中に何とか組み込んでいかないと、使っていただけないということになりますので、そのお客様が来た時に、5分、10分といえ、トイレ行ったりすれば10分近くは経ってしまいますので、その時間の中に対応できるというダイヤを組んでいかないと、法的にも動かせないということがでてしまいます。</p> <p>この時間を動かすということではございません。</p>
佐々木会長	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>運行ダイヤを動かすというのが重要ではなくて、この運行ダイヤとおりに全部動かした時に、予備車を減らして大丈夫なのでしょうかという質問であります。</p>
石川専門官	<p>予備車に関しては、路線不定期運行ですので、地域公共交通会議で認められれば、予備車が必ず必要というわけではありませんので、この場で協議が調べば予備車なしの常用車3台で運行できるということでございます。</p> <p>先日、村松社長にも話を伺ったのですが、予備車がなくても運行は出来るという話でしたので、それであれば予備車を減らしても構わないのか、ということで協議事項となっております。</p>
委員	車検とか色々あると思うのですが。
石川専門官	全ての車が同じタイミングではないようなので、村松社長、その辺は減らしてしまっても大丈夫なのでしょうか。
村松社長	大丈夫です。

委員	非常に素朴な質問なのですが、ここに8時40分から16時30分まで、4月1日から11月30日までとありますけど、今お話を聞いておきますと、大変暇なのですが大丈夫ですかということですが、現実には36回行ったり来たりするのでしょうか、現実にはどのくらい実車しているのでしょうか。平均で結構です。
村松社長	先ほど申しあげましたとおり、1日14、15本でございます。
委員	14、15本というのは、満員で14、15本ということではなく、一人しか乗らないということもあるということですか。
村松社長	そうです。満員の時があれば、少ない時は一人の時もあります。
委員	例えば、午前中が多いですとか、午後が多いということではなく平均して、そのような状況ということですね。ありがとうございました。
委員	台数が3台ですから、今の平均の3倍いっても大丈夫ということですね。現実には、そんなに需要はないということですね。
委員	最低車両というのはあるのですか。トラックですと最低車両は用意していないと運行できないといわれていますが、最低3台ということでしょうか。
石川専門官	路線不定期運行の最低車両数については3台となりますので、地域公共交通会議で認めていただければ、予備車なしでも運行が可能となります。
委員	そうなのですね。了解しました。3台でもここで認められれば大丈夫ということですね。
石川専門官	はい、大丈夫です。
委員	前回の会議で認められたのですね。 今の予備車というのは、自家用車ということでしょうか。
村松社長	予備車は青ナンバーです。

委員	<p>自家用車のような言い回しでしたから、おかしいと思いましたね。</p>
佐々木会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>予備車については、先ほどの事務局からの説明がありましたように、昨年度の運行実績がないということでした。</p> <p>予備車が必要になるような状況が発生したら、臨機応変に対応を考えていただき、現状では、観光客が減少傾向にあることから、予備車が稼動していないのが現状ということです。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>それでも、時期になれば間に合わないのではないのでしょうか。普段は客が少ないから大丈夫だということですが、10、11月のトップシーズンには、3台ばかりでは無理だと思います。</p>
村松社長	<p>そのような状況ですと大変ありがたいのですが、現実の問題といたしましては、昨年度運行してきまして、台数が少ないということはないです。</p>
委員	<p>今度は馬車が無くなるで、その利用された方の需要が見込めると思うのですが、いかがでしょうか。</p>
村松社長	<p>それはルートが違います。馬車というのは長瀬橋からグリーンラインの駐車場です。私共はグリーンライン駐車場から滝上まででございますから、上の方だけでございますから、元々が別世界でございます。</p>
佐々木会長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>先ほどご説明にもございましたが、平成27年度に開催しました本会議で車の台数については、認められておりますが、その時も予備車については、基本的には稼動する車両ではないと説明をされご確認をいただいているわけです。</p> <p>そういった中で、需要ニーズに対しての的確な運行をするために運行形態を変更したい、運行の形態を変更して、かつ1年間使用実績が無い車両については減車をしたい。後は自由乗降について認めていただくこととあります。</p> <p>私の方から1点だけ確認をさせていただきたいのが、自由乗降を認めるということに対して、警察署の方から書類の中で「予め地域住民に対し、自由乗降時の注意事項をチラシ等により周知徹底させること」となっていますが、これは観光客に対しても周知徹底を図るといことでよろしいのでしょうか。</p>

村松社長 事務局	はい そのとおりです。
佐々木会長	そうした場合に周知徹底とは、どのような形でされるのか教えていただきたいです。
村松社長	現実の問題として、例えば、金櫻神社に行きますが、階段を降りてきて下にいますとか、荒川ダムの場合は、荒川ダムの横の駐車場ではなくて、途中の駐車場にいますというのが電話連絡で来るものと予想しております。
石川専門官	自由乗降制度について、どのようにPRしていくかを聞いています。
村松社長	現実の問題として
佐々木会長	現実ではなくて、条件として出されていますから、どのように周知をされるのかを、教えていただければと思います。
村松社長	それについては、私共でこのようなチラシを作成しております。その中で全て案内図がありますので、案内図の中に明記させていただきたいと思っております。
佐々木会長	基本的には、乗車する際にお配りをしているチラシの方で確認が出来るということで、よろしいでしょうか。
村松社長	そのとおりでございます。
佐々木会長	ですから、地域住民・観光客も自由乗降であるということは理解が出来るということですね。分かりました。 その他はいかがでしょうか。 それでは、いくつかご意見が出ておりますけど、運行ダイヤの増発や福祉車両の減車につきましても、ご説明をいただきましたし、こちらの会議で認めればということでございますから、皆さんにお計りさせていただきたいと思えます。 今回、協議いただいた運行計画について、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

	<p>— 委員一同了承 —</p> <p>それでは、ご承諾をいただきましたので、本運行事業につきましては、会議の協議が調いました事項について、先ほど事務局から説明がありました道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書を発行することといたします。</p> <p>この運行の承認はどれくらいなのでしょう。</p>
事務局	<p>こちらの運行の承認については、道路運送法に基づく証明書を甲府市から昇仙峡溪谷オムニバスに提出し、その後に昇仙峡溪谷オムニバスから山梨運輸支局に提出することになりますことから、2ヶ月以上は承認にかかるものと思われることから、新たな運行の正式な日は事務局では分かりかねます。</p>
佐々木会長	<p>ここで、昇仙峡溪谷オムニバスの村松社長におかれましては、退席されます。お疲れ様でした。</p>
村松社長	<p>ありがとうございました。</p>
佐々木会長	<p>続いて、議題2であります「宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業について」に、進ませさせていただきます。</p> <p>事務局より、説明をお願いいたします。</p>
	<p>議事② 「宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業」について</p>
事務局	<p>資料説明</p>
佐々木会長	<p>ただいまの「宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業について」の事務局からの説明に対しまして、意見・質問等はございますか。</p> <p>最後にまとめていただきましたが、能泉地区を加えたいということでございます。</p> <p>基本的には、路線としては5、6番がバス停として新設されるということでもあります。</p> <p>宮本地区の皆様においては、多少の遠回りとなるかも知れませんが、宮本地区の皆様がよろしいのであれば、特にそれ以外はないのかと思います。</p>

事務局	<p>今、会長からのご説明がありましたが、例えば路線5に行きますと往復で20分くらいかかります。路線6ですと往復15分くらいかかるということです。宮本地区の皆様におかれましては、帰りの時間が延長されますので遅れてしまいますが、宮本地区の皆様からは、当然山間部は抱えている現状は一緒ということで、宮本地区の皆様からは、ご理解をいただいております。</p>
佐々木会長	<p>それ以外には、今回は地区からの負担金もありますし、利用者の増も考えられますので、そこをご理解いただければ大きな不利益を被ることはないと思われま。</p> <p>こちらについては、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。</p>
	<p>— 委員一同了承 —</p>
佐々木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご承諾をいただきましたので、本運行事業につきましては、会議の協議が調いました事項について、先ほど事務局から説明がありました道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書を発行することといたします。</p>
佐々木会長	<p>続きまして、議題3であります「上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更及び国庫補助申請に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画認定について」に、進ませさせていただきます。</p> <p>事務局より、説明をお願いいたします。</p> <p>議事③ 「上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更及び国庫補助申請に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画認定」について</p>
事務局	<p>資料説明</p>
佐々木会長	<p>ただいまの「上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更及び国庫補助申請に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画認定」について、事務局より説明がありました。</p> <p>現在運行しているコミュニティバスの、バス停の新設と運行ダイヤの変更、そして区間割り運賃の適用が協議事項であります。</p> <p>内容について、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。</p>

	<p>す。</p>
委員	<p>市立甲府病院から150円区間については、ここでいいますと、何処のバス停までが適用されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明不足でした大変申し訳ございません。南甲府駅から甲府市リサイクルプラザ間の半径1キロでございます。地区ですと山城地区と住吉地区の住民が対象となる区間でございます。</p>
佐々木会長	<p>中道を過ぎてから先ということですね。それで市立甲府病院発着ということに限らないということによいですか。リサイクルプラザから南甲府駅までの間は150円ということですね。</p>
事務局	<p>はい。そうでございます。 議長。よろしいでしょうか。 継続して国の方に申請をするもう一つのレジュメ資料の「生活交通確保維持改善計画」がございしますが、この事業については、国の補助金が交付されております。 フィーダー系というのは、幹線鉄道にバスを接続したおかげで補助金の対象路線となったということであります。 現状について皆様にお伝えをいたしますと、資料の3ページ目の目標を達成するために行う事業及びその実施主体がございします。 こちらの項目については、昨年度の計画には記載はなく追加事項となっております。こういった内容かと申しますと、補助対象路線というのが1便当たりの平均乗車数が1人乗っていれば対象だったものが、来年度から1便当たりの平均乗車数が2人に引き上げられます。 現在のコミュニティバスについては、1.8人でありますから、引き上げられる2人となる利用促進策として、利用者が低迷している住吉・山城地区の方に利用をしていただけるように150円区間の設定を提案させていただきました。 その他につきましては、昨年度と大きな変更点がないことから、説明については省略させていただきます。</p>
佐々木会長	<p>ありがとうございます。 ただ今の料金変更につきましても、住吉・山城地区の方にとっては運賃が300円ということで割高になっているとのことで、150円区間を設けることで利用促進策を図りたいということです。それによって、国庫補助金の新しい基準を、現状では満たしていないことから、</p>

<p>石川専門官</p>	<p>満たすためにも利用促進策を図りたいという説明であったと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>コミュニティバスの手帳の提示なのですが、精神と身体両方が適用されるのでしょうか。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>両方でございます。</p> <p>今の質問に関連して、ご説明をさせていただきますと、コミュニティバスにつきましては、バス事業者のおもてなしの一環で、毎回同じ運転手が運行している状況です。その運転手が毎回現金の収受や回数券の交付などを行っておりますから、機械式では人が対応しているものであります。その中で障害者手帳の提示があった際は100円乗車に対応しているものであります。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>バス停の新設については、元々はバイパスを運行していたのですが、一つの集落を経由するという事で、周辺住民の利便性の向上が改善されるということです。その代わり、時刻表がそれぞれ1、2分延びるということです。また、全ての便が古閑町まで延伸することで全てのバスの発着が古閑町となるということです。さらには、特別運賃の適用でございますが、特に御意見等はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、こちらについては、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。</p> <p>— 委員一同了承 —</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご承諾をいただきましたので、本運行事業につきましては、会議の協議が調いました事項について、先ほど事務局から説明がありました道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書を発行することといたします。</p> <p>運行開始日は10月からということで、よろしいでしょうか。</p>

佐々木会長	<p>ということで進めさせていただきます。</p> <p>補足の意見ではございますが、150円に値下げするというについては、先ほどの宮本・能泉地区の皆様には全員周知は簡単だと思えますが、こちらについては、中々周知が大変だと思えますので、その辺も含めまして、事務局の方でご検討をしていただき、利用者を増やすことをお願いしたいです。</p>
佐々木会長	<p>最後に、議題の4「その他」ですが、委員の皆様方から何かご意見などございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様からはご意見は無いようですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>2月に書面決議により開催をさせていただきました平成28年度第2回 甲府市地域公共交通会議につきましては、委員19名一致で承認されましたので、別紙として用意させていただきました「地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類」を平成29年3月13日付けで関東運輸局長に提出させていただきましたことを報告させていただきます。</p>
佐々木会長	<p>皆様に提出したことについて了解をいただくということでございます。</p> <p>本日の会議においても、協議が調いました3件については、同様に提出することになると思います。</p> <p>皆さんからその他がないようでしたら、以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了いたします。</p> <p>協議にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。議長の職をとき、事務局へお返しさせていただきます。</p>
事務局	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆さまにおかれましても、貴重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、「平成29年度 第1回甲府市地域公共交通会議」を閉会させていただきたいと思えます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

	以上終了
--	------